

[主な共済用語のご説明]

- **過失割合**
事故が起きてしまった原因がどちらにどれくらいあるのか、その責任(過失)の割合をいいます。
- **記名被共済者**
共済証書記載の被共済者をいいます。
- **共済価額**
組合と共済契約者または被共済者のご契約のお車の価額として共済契約の締結の時に協定した価額※をいいます。
※共済年度ごとに定めたご契約のお車の時価額とします。
- **共済金額**
共済証書記載の共済金額をいいます。
- **時価額(車両保障)**
ご契約のお車と用途車種、車名、型式、仕様および初度登録※1年月を同一とする自動車の市場販売価格※2をいいます。
※1 自動車検査証記載の初度登録をいい、軽自動車および小型二輪自動車にあつては、初度検査とします。
※2 組合の定める車両標準価格表等に記載された価格とします。
- **修理費**
損害が生じた時および場所において、自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費※をいいます。
※車両保障においては、ご契約のお車の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

環境保護にもつながるWeb証書※・Web約款(冊子での「ご契約のしおり・約款」の交付なし)をおすすめしています。ご希望の場合はJAへお申し出ください。
※Web証書のご利用にあたってはWebマイページへの登録が必要です。ご利用にあたっては所定の条件があります。

Webマイページ
ご登録キャンペーン

Webマイページにご登録いただいた方の中から、抽選ですてきな賞品が当たる
『Webマイページご登録キャンペーン』実施中!
<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>

Webマイページとは?
Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。

JA共済アプリ

JA共済をもっと身近に、もっと便利に。
Webマイページにワンタッチで!
もしものときの連絡もアプリから!
くらしに役立つコンテンツも満載!

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの方はご利用いただけません。また、お使いのスマートフォンの機種・設定等によってはご利用いただけない場合があります。

げんきなカラダプロジェクト

「げんきなカラダプロジェクト」は、皆さまのげんきなカラダづくりをサポートする健康増進活動です。
専用ホームページでは、健康関連のお役立ち情報や、各種イベントのご案内を掲載しています。
是非ご覧ください。
<https://genkara.ja-kyosai.or.jp>

JAの自動車共済
お見積りキャンペーン

見積るだけで、抽選で総計
13,500名様に
豪華賞品が当たる!

キャンペーンWebサイトはこちら
<https://car-cp.ja-kyosai.or.jp>
またはJA共済ホームページ
<https://www.ja-kyosai.or.jp>からもアクセスできます。

JAのマイカーローン

いますぐマイカーがほしい! 新車に買い換えたい!
そんな希望をJAのマイカーローンがお手伝いします。
中古車の購入や車検の費用まで幅広くご利用いただけます。

※詳しくはJAの窓口までお問い合わせください。



JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)
電話番号: ☎ **0120-536-093**
受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日) 9:00~17:00 (土曜日)
※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。
※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは

自動車共済



お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える

安心を乗せて、
次はどこへ行こう。



クルマスターなら、保障もサービスも、安心・充実！

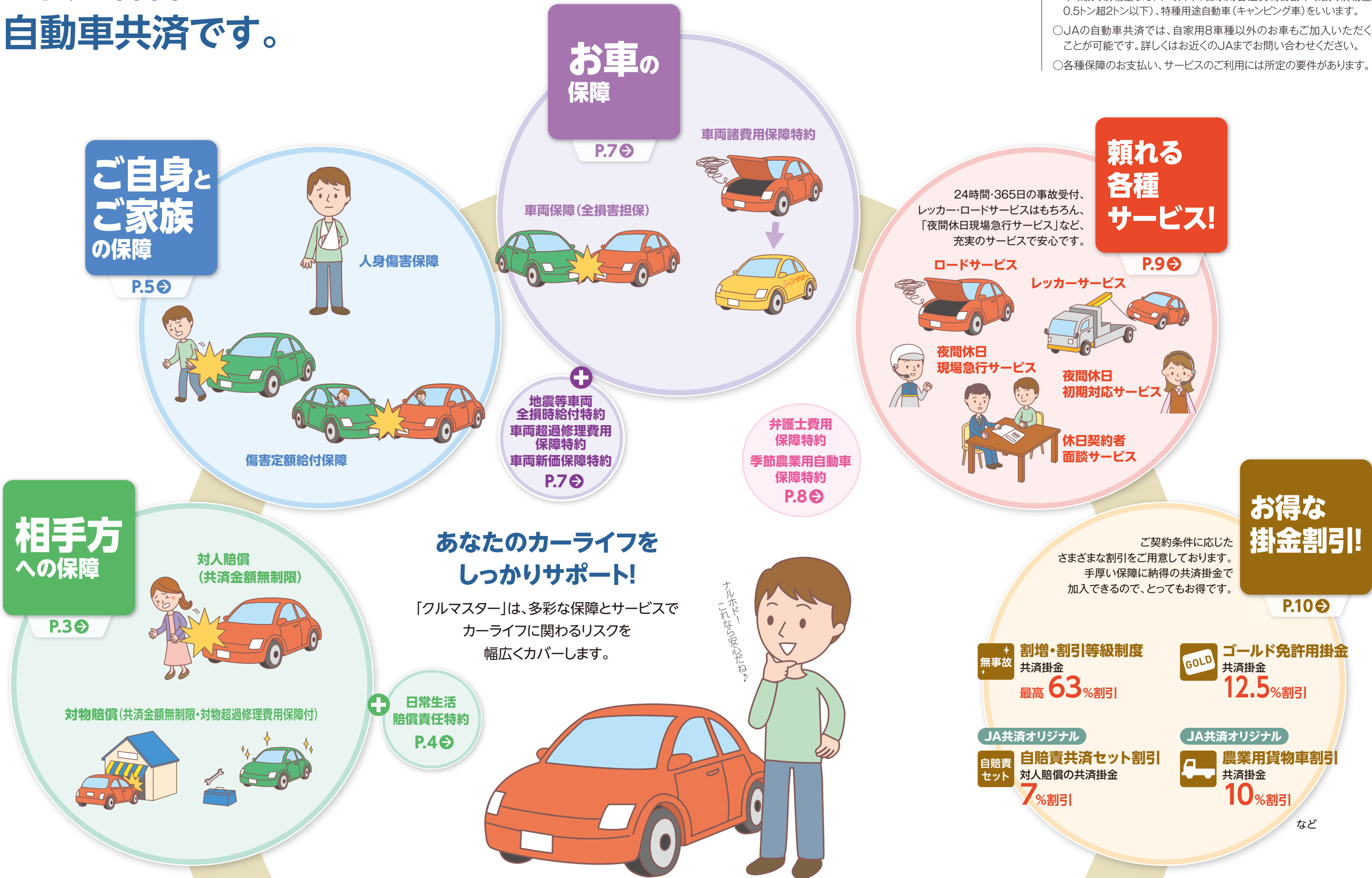
必要な保障をムダなくそろえた自動車共済です。

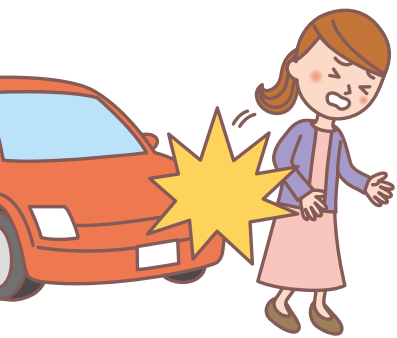
○本リーフレットは、個人でご契約を検討中の方への内容を中心に記載しています。法人でご契約を検討中の方は、P.11をご覧ください。

○「クルマスター」にご加入いただけるのは自家用8車種に限ります。
自家用8車種とは自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用軽貨物自動車、自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）をいいます。

○JAの自動車共済では、自家用8車種以外のお車もご加入いただくことが可能です。詳しくはお近くのJAまでお問い合わせください。

○各種保障のお支払い、サービスのご利用には所定の要件があります。





相手方への保障

対人賠償・対物賠償（対物超過修理費用 保障付）

ご契約のお車で「他人を死傷させた」ときや、「他人の車やモノをこわした」ときに発生した損害賠償責任を保障します。

もしも

事故で他人を死傷させたり、他人のモノをこわしてしまったとき、これだけの賠償金が発生することがあります。

対人事故の高額判決例 | 認定総損害額

5億2,853万円

判決日: 2011年11月1日
被害者の性別・年齢: 男 41歳
被害者の職業: 眼科開業医
被害の態様: 死亡

4億5,381万円

判決日: 2016年3月30日
被害者の性別・年齢: 男 30歳
被害者の職業: 公務員
被害の態様: 後遺障害

対物事故の高額判決例 | 認定総損害額

2億6,135万円

判決日: 1994年7月19日
被害物件: 積荷(呉服・洋服・毛皮)

1億3,450万円

判決日: 1996年7月17日
被害物件: 店舗(パチンコ店)

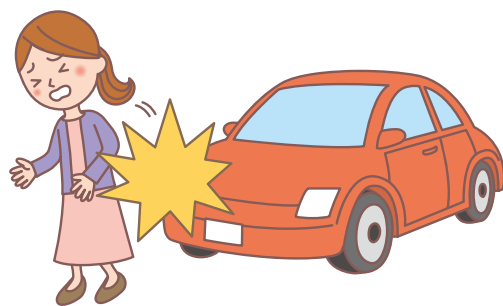
出典: 一般社団法人 日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック 2021」

他人を死傷させたとき

共済金額は
無制限

対人賠償

ご契約のお車により、他人（歩行者や自動車に搭乗中の方など）を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責共済（保険）で支払われる金額を超える部分について、共済金をお支払いします。



自賠責共済（保険）だけではカバーできない賠償でも…

例えば

相手方が死亡し、賠償額が3億円、自賠責共済（保険）による保障額が3,000万円の場合

3億円 - 3,000万円

= 2億7,000万円
は自己負担の可能性も

自賠責共済（保険）の保障額

死亡の場合 **最高3,000万円**

対人賠償 後遺障害の場合 **最高4,000万円**

傷害の場合 **最高120万円**

対物賠償 なし

対人賠償の共済金額は「**無制限**」ですので、自賠責共済（保険）では不足する高額な賠償のときでも安心です！

共済金をお支払い
できない主な事由

ご契約のお車を運転中の方またはその同居の父母、配偶者もしくは子が死傷した場合の損害などは保障の対象とはなりません。

臨時費用共済金

上記の共済金とは別に、相手方への香典や葬儀参列等に要する費用として、臨時費用共済金を定額でお支払いします。

相手方が死亡された場合

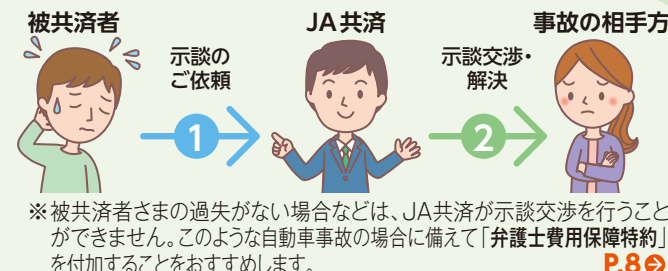
15万円

自賠責共済（保険）とは？

自賠責共済（保険）は、自動車事故被害者を保護・救済するため「自動車損害賠償保障法」に基づき、すべての自動車*および原動機付自転車に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。自賠責共済（保険）は、自動車の運行によって他人を死傷させたために、保有者または運転者が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害（対人賠償）を保障し、傷害の場合は最高120万円、死亡の場合は最高3,000万円、後遺障害の場合は最高4,000万円が保障額の限度です。
他人の財物を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害（対物賠償）、ご自身の死傷、ご自身のお車の損害などは保障されません。 ※農耕作業用小型特殊自動車を除きます。

相手方との交渉は JA共済にお任せください。 示談交渉サービス

対人賠償事故も対物賠償事故も、相手方との示談交渉はJA共済がお引受けし、事故の解決にあたります。



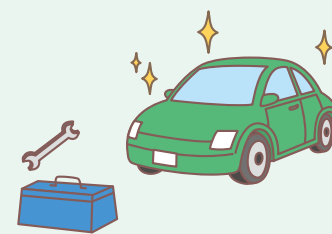
他人の車やモノをこわしたとき

共済金額は
無制限

対物賠償

相手自動車の修理費が、時価額を上回ったとき 対物超過修理費用保障

対物事故によって生じた相手自動車の修理費が、時価額より高くなった場合に、その超過分について過失割合に応じた額を、1回の対物事故における**相手自動車1台につき50万円を限度**にお支払いします。
※6か月以内に相手自動車を修理する場合に限ります。



例えば

相手自動車の時価額が60万円で実際の修理費が90万円、過失割合が相手方20%、ご自身80%の場合、対物賠償は、時価額までのお支払いですので

対物賠償で
お支払いします。
**60万円 × 80%
= 48万円**

相手自動車の修理費 **90万円**

相手自動車の時価額
60万円

時価額を
超える金額
30万円

保障
されません。

こんなとき「**対物超過修理費用保障**」があるので時価額を超える金額30万円のうち、ご自身の過失分を保障します。

過失割合
時価額を
超える金額
30万円

相手方
20%

ご自身
80%

24万円

30万円 × 80% = 24万円
をお支払いします。

日常生活賠償責任特約



住宅^(注1)の管理上の不備や欠陥によって生じた事故または買物や旅行などの日常生活^(注2)で生じた事故により、他人を死亡させたり、負傷させたり、他人の財物に損害を与えたり、あるいは誤って線路に立ち入ったことなどにより、電車などを運行不能にしたりしたため法律上の損害賠償責任を負った場合に、共済金をお支払いします。
(注1) 被共済者の居住の用に供される住宅用建物をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅用建物を含まず。また、住宅用建物には同一敷地内に所在する動産・不動産も含まれます。
(注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
※日常生活賠償責任特約で共済金の支払い対象になる事故についても、示談交渉をお引き受けします。



ご自身とご家族の保障

人身傷害保障・傷害定額給付保障

自動車事故によって、「ご自身」や「ご家族」、「ご契約のお車に搭乗中の方」などが死傷されたとき、共済金をお支払いします。

もしも 事故で死傷されたとき、このようなリスクが考えられます。

治療関係費

ケガの治療費のほか、通院費用などが考えられます。



休業による損害

ケガによって働けない間も、生活を支えなければいけません。



精神的損害



ケガ、後遺障害または死亡されたとき、実際に損害を被られた額を幅広く保障

人身傷害保障

自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方（運転者を含みます）が傷害・所定の後遺障害を被られたり、または死亡された場合（ご自身やご家族が、他の自動車^{（注1）}に搭乗中もしくは歩行中などの自動車事故も対象になります^{（注2）}）に、過失割合に関係なく、共済金額の範囲内で、共済約款において定めた基準に従い共済金をお支払いします。もちろん、自損事故の場合も保障します。



ご契約のお車に搭乗中の事故



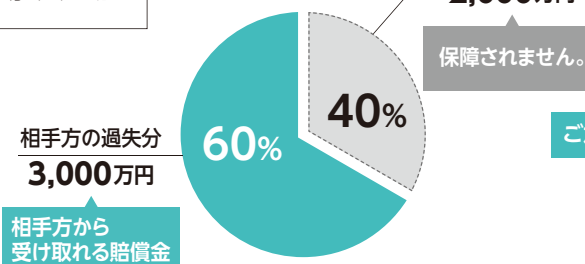
他の自動車に搭乗中の事故



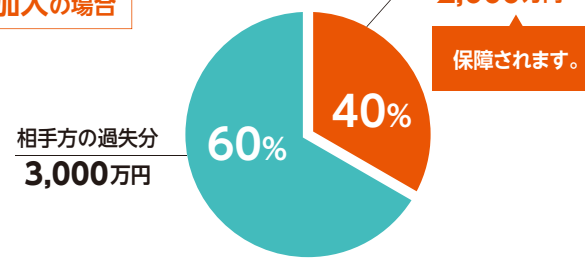
歩行中など、車外での自動車事故

例えば ご自身の総損害額が5,000万円、過失割合が相手方60%、ご自身40%の場合

人身傷害保障に未加入の場合



人身傷害保障に5,000万円ご加入の場合



過失割合に関係なく、JA共済が全額まとめてお支払いします。
※総損害額は、共済約款において定めた基準により算定した額となります。

相手方との示談交渉を待たずに、総損害額を先行してお支払いできます。

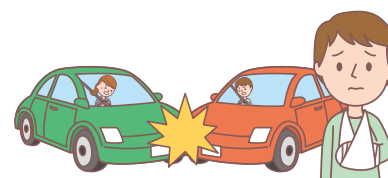


※総損害額は、共済約款において定めた基準により算定した額となります。
※総損害額すべてを先行してお支払いするためには、総損害額以上の保障額の設定が必要となりますので、十分な金額でのご加入をおすすめします。

ケガ、後遺障害または死亡されたとき、定額で保障

傷害定額給付保障(標準型)

自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方（運転者を含みます）が傷害・所定の後遺障害を被られたり、または死亡された場合（ご自身やご家族が、他の自動車^{（注1）}に搭乗中もしくは歩行中などの自動車事故も対象になります^{（注2）}）に、定額で共済金をお支払いします。



ご契約のお車に搭乗中の方が



ご自身やご家族が歩行中や自転車に搭乗中、他の自動車^{（注1）}に搭乗中のときなどに

死亡されたとき

死亡保障(死亡共済金※) ※死亡共済金額は、ご契約時に1,000万円～100万円の範囲で設定いただけます。

1,000万円～100万円

所定の後遺障害の状態になられたとき

後遺障害保障(後遺障害共済金)

死亡共済金額の 100%～4%

傷害を被り、医師の治療等を受けられたとき

治療保障(治療共済金)

●治療等の日数が1日～4日の場合

1回の事故につき 1万円

死亡されたとき

死亡保障(死亡共済金)

一律 300万円

所定の後遺障害の状態になられたとき

後遺障害保障(後遺障害共済金)

300万円×100%～4%

●治療等の日数が5日以上の場合

1回の事故につき 10万円

さらに、治療保障を充実させたい方は

受け取れる治療保障の共済金の額が倍額になる「倍額型」の選択をおすすめします。

倍額型の場合

●治療等の日数が1日～4日の場合

1回の事故につき 2万円

●治療等の日数が5日以上の場合

1回の事故につき 20万円



共済金をお支払いできない主な事由

無免許運転、麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気帯び運転の間の損害などは保障の対象とはなりません。

（注1）他の自動車には、ご自身や同居のご家族、別居の未婚の子（婚姻歴のある方を除きます）が所有または常時使用する自動車を含まないなど、所定の条件があります。

（注2）原則として、被共済者限定特則を付加していない場合に限りです。

○お申込みの際、被共済者限定特則を付加することにより、ご契約のお車に搭乗中の方等に保障範囲を限定することで共済掛金を抑えることができます。

お車の保障

車両保障・車両諸費用保障特約

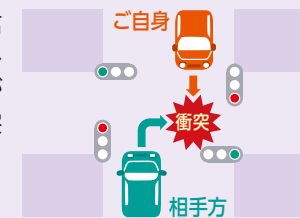
「自動車事故でご契約のお車がこわれた」ときや
「盗難、台風などの被害にあわれた」ときに、保障します。



もしも

事故にあわれたとき、相手方の不注意だと思っていとも、
ご自身にも過失があると判断されることもあります。

例えば、ご自身が青信号で交差点内を直進しているとき、対向車が右折しようとして、衝突してしまった場合



過失割合は	ご自身	相手方
ご自身のお車の修理費が70万円だったとき	20%	80%
	14万円	56万円
	ご自身の自己負担額	相手方に請求できる金額

※過失割合は一例を示したものです。

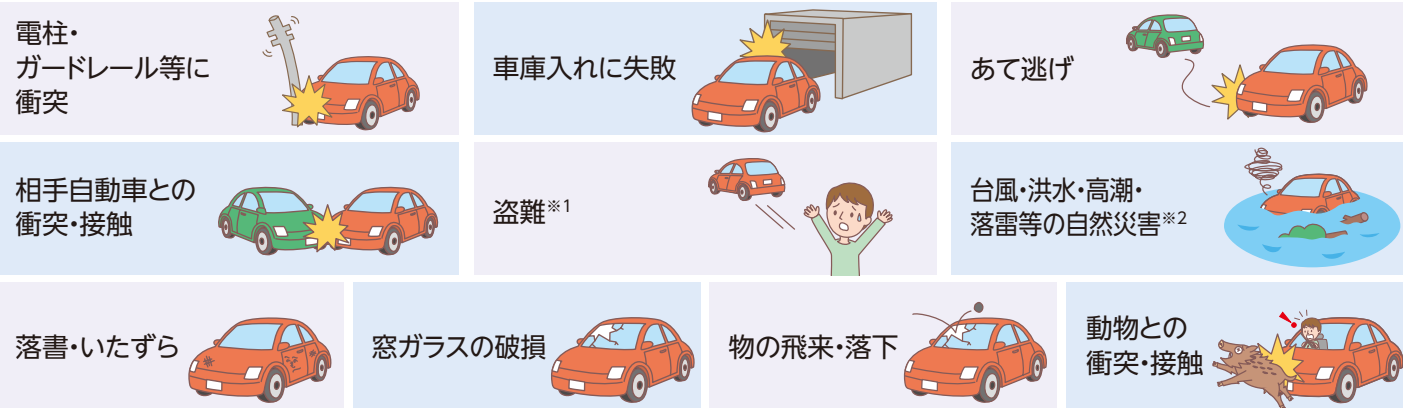
車との衝突、自損事故、盗難、あて逃げなどのとき

車両保障

全損害担保でご契約のお車の偶然な事故を幅広くカバーします。また、ご契約のお車が全損※となった場合には臨時費用（車両共済金額の10%〈20万円限度〉）をお支払いします。

※車両保障における全損とは、ご契約のお車が滅失した場合、または修理費が共済価額以上となる場合をいいます。

「全損害担保」なので、さまざまなリスクを幅広く保障できます。



※1 盗難による損害については、車上荒し目的によるお車の損害も含みます。

※2 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害に対しては、共済金をお支払いしません。これらによる損害が生じた際に臨時に必要な費用への備えには、「地震等車両全損時給付特約」をご用意しています。

免責金額を「0円」に設定できます。

7等級以上であれば、車両保障の免責金額0円の設定が可能となります。つまり、共済金額の範囲内の損害額であれば、お車の修理費の自己負担が一切ありません。

共済金をお支払いできない主な事由	酒気帯び運転の間の損害、ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗、故障損害、タイヤの単独損害（火災・盗難を除きます）などは保障の対象とはなりません。
------------------	--

事故によってさまざまな費用が必要なとき

車両諸費用保障特約

ご契約のお車において、車両保障の共済金が支払われる車両事故が発生した場合または故障※により走行不能となった場合、付随的に発生するさまざまな費用について、下記の共済金をお支払いします。

※故障には、ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗による不具合等は含みません。

	代車費用共済金	走行不能によりレンタカー等を借りた場合に、代車費用共済金をお支払いします。事故の日※から30日を限度に実損害額を保障します。代車費用共済金の日額（限度額）は、ご契約のお車の用途車種に応じて「3,000円、5,000円、7,000円および10,000円」の4区分から選択できます。※正当な理由があり、組合が承認したときは、「修理工場等に搬入した日」から30日を限度に保障します。
	陸送等費用共済金	走行不能となったご契約のお車を修理後に運搬した場合に、陸送等費用共済金をお支払いします。1回の事故について10万円が限度です。
	宿泊費用共済金	走行不能により緊急に宿泊（1泊）した場合に、宿泊費用共済金をお支払いします。1回の事故について被共済者1名につき1万円が限度です（飲食等に要した費用は含みません）。
	帰宅等費用共済金	走行不能により公共の交通機関で移動した場合に、帰宅等費用共済金をお支払いします。1回の事故について被共済者1名につき1万円が限度です（原則として車両損害が生じた時点から24時間以内に利用した場合に限ります）。
	積載動産損害共済金	ご契約のお車に積んでいる被共済者所有の動産がこわれた場合に、積載動産損害共済金をお支払いします。1回の事故について200万円が限度です。

車両保障をご契約の場合に付加できます。

地震・噴火またはこれらによる津波によってお車が所定の全損※¹となったとき

地震等車両全損時給付特約

地震・噴火またはこれらによる津波によって、ご契約のお車が所定の全損※¹となった場合に、被共済者が臨時に必要な費用に対し、50万円※²をお支払いします。

※1 地震等車両全損時給付特約における全損とは、ご契約のお車が運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、共済約款において定めた状態となった場合をいいます。

※2 車両保障の共済金額が、50万円未満の場合には、車両保障の共済金額と同額とします。

ご契約のお車の修理費が共済価額以上となったとき

車両超過修理費用保障特約

ご契約のお車の修理費が共済価額以上となった場合に、その超過分について1回の事故につき50万円を限度にお支払いします。

※原則として6か月以内にご契約のお車を修理した場合に限ります。

ご契約のお車が所定の全損※となったとき

車両新価保障特約

偶然な事故（盗難を除きます）によって、ご契約のお車が所定の全損※となった場合に、あらかじめ定めた新車価格相当額を共済金としてお支払いします。また、この共済金を支払うべき場合には、新車価格相当額の10%（30万円を限度とします）を臨時費用としてお支払いします。

※車両新価保障特約における全損とは、ご契約のお車の修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合等、共済約款において定めた状態となった場合をいいます。

その他おすすめの特約もご用意！

「もらい事故」等の際の弁護士費用等を保障します。

弁護士費用保障特約

自動車事故により被共済者が被った身体・財物の損害について、被共済者が賠償義務者に対して法律上の損害賠償請求を行う場合に、賠償義務者との交渉を弁護士に委任する際等に必要となる弁護士費用等について300万円、法律相談費用について10万円を限度にお支払いします。

植付機・収穫機・農業用薬剤散布車をまとめて保障します。

季節農業用自動車保障特約

JA共済オリジナル

所定の植付機・収穫機・農業用薬剤散布車で起こした事故について、ご契約の対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、自損事故特則、被害者救済費用保障特則および心神喪失等事故被害者保障特則を適用して共済金をお支払いします。

頼れる各種サービス

事故や故障の場合には、すぐに「JA共済」までご連絡ください。

【自動車事故等の場合には】

JA共済事故受付センター ☎0120-258-931 24時間365日受付

【レッカー移動や故障時の応急対応が必要な場合には】

JA共済サポートセンター ☎0120-063-931 24時間365日受付

【～日常生活賠償責任特約ご加入の皆さまへ～日常生活での事故等の場合には】

JA共済日常生活事故対応センター ☎0120-628-931 9:00～21:00

※JAの営業時間内は、ご加入先のJAまでご連絡ください。ただし、日常生活賠償責任特約にご加入の場合で日常生活での事故のときは、JA共済日常生活事故対応センターまでご連絡ください。
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

事故対応窓口

全国約2,530か所

損害調査サービス担当者

全国約4,750人

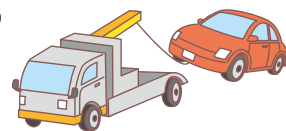
2022年4月1日現在

レッカー・ロードサービス

事故または故障により自力走行不能となった場合に
レッカー車で現場へ急行し、最寄りの
修理工場等までお車をけん引します。

- 現場から100kmまでのけん引に要する費用が無料となります。

- 事前にJAまたはJA共済サポートセンター（JA共済事故受付センター）に要請された場合に本サービスの対象となります（ご自身で手配された場合は本サービスの対象外となります）。



24時間
安心
サービス

故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に
対応業者が現場へ急行し、
お車の応急対応を行います。

- 30分程度で対応可能な応急対応に要する費用が無料となります。



※レッカーサービス・ロードサービスについて、トラブルの状況や手配内容によっては、ご利用者さまに費用のご負担が発生する場合があります。また、JAF会員であるご利用者さまについては、ご利用者さまのご了承のもと、JA共済サポートセンターからJAFを手配する場合があります。その場合、レッカーサービスのけん引距離、ロードサービスの作業時間について、上記のサービス範囲を拡大します。

夜間休日現場急行サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへ
ご連絡いただいた事故について

ALSOKの対応員が事故現場に急行し、
事故状況の聞取りなどを行います。



【受付時間】 平日：0時～8時、17時～24時
土日・祝日：終日

- 事故現場からお電話いただき、ご利用者さまが現場急行をご希望された事故が対象となります。
- 原則として、対応員の出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できることが条件となります。ただし、高速道路上、離島、山間部など一部の場所は本サービスの対象外となります。
- JA共済より業務委託を受けたALSOKの対応員が急行します。

夜間休日初期対応サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへ
ご連絡いただいた事故について

初期対応専任のスタッフがご利用者さまからの
相談対応や相手方への迅速な対応（事故受付の連絡・
修理工場への連絡・代車の手配等）を行います。



【受付時間】 平日：17時～21時（対応は22時まで）
土日・祝日：9時～21時（対応は22時まで）

- 対人賠償事故（人身傷害事故を含みます）、対物賠償事故、車両諸費用保障特約のついた車両単独事故が対象となります。
- ご契約内容が確認できない場合、既にご加入先のJAの損害調査サービス担当者が対応中である場合等、本サービスを実施できない場合があります。

休日契約者面談サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへ
ご連絡いただいた事故について

休日面談専任のスタッフがご利用者さまを訪問し、
事故に関するご質問・ご相談に親身にお応えします。



【受付時間】 金曜・祝前日：17時～24時
土曜：終日
日曜・祝日：0時～17時

- 対人賠償事故で、事故の相手方が入院または死亡された場合が対象となります。
- JA共済より業務委託を受けた休日面談専任のスタッフが対応します。

※各種サービスについて、交通事情、気象状況等により、サービス業者の到着に時間がかかる場合またはサービスのご提供ができない場合があります。
※本資料は各種サービスに関するすべての内容を記載しているものではありません。サービスのご利用条件・提供範囲など、詳細については「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

JA共済アプリ

お車のトラブル時にアプリを利用すれば受付窓口へのスムーズな連絡が可能です。



① レッカー・ロードサービスの要請

受付窓口 JA共済サポートセンター

② 事故受付

受付窓口 JA共済事故受付センター

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合はご利用いただけません。
また、お使いのスマートフォンの機種・設定等によってはご利用いただけない場合があります。

お得な掛金割引

共済掛金がさらにお得になる「掛金割引」

ご契約内容や、運転者のご年齢などによって、
共済掛金がお安くなります。



農業用の貨物車なら
農業用貨物車割引
JA共済オリジナル

共済掛金 10%割引

正組合員（個人）、もしくはその同居の親族がご契約される、農業用として使用する自家用軽貨物自動車、自家用小型貨物自動車、自家用普通貨物自動車（0.5トン以下）、自家用普通貨物自動車（0.5トン超2トン以下）などに対して、共済掛金が10%割引されます。



20等級を続けると
長期優良契約割引

共済掛金 2～6%割引

継続契約の等級が20等級などの所定の条件を満たす場合、長期優良契約割引適用期間※に応じて、共済掛金が割引されます。
※長期優良契約割引が継続して適用された期間（年数）をいいます。共済期間の始期が平成29年10月以降のご契約から年数を管理し、20等級到達以降の無事故継続期間等に応じて年数が進行し、割引率が拡大します。



運転者の「年齢」に応じて
運転者一定年齢限定保障特約

運転される方のご年齢によりご契約条件を選択できます。
運転される方のうち最も若い方のご年齢にあわせてお選びください。



※限定保障する年齢条件が高いほど共済掛金はお安くなります。
※設定された年齢未満の方が運転しているときに生じた事故については、共済金をお支払いできません。ただし、ご自身または同居のご家族以外の方が運転していた場合は年齢条件を適用しません。
※記名被共済者（またはご家族）が営む事業の従業員（ご契約のお車を常時使用できる方に限ります）が業務で使用している場合には、年齢条件が適用されます。



AEB装備車なら
ASV割引

共済掛金 9%割引

ご契約の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車がAEB（衝突被害軽減ブレーキ）装備車の場合は、共済掛金が9%割引されます。
※ご契約の始期日が、対象となるお車の型式が発売された年度に3を加算した年（暦年）の12月末までの期間にあるなどの所定の条件があります。



お車が福祉自動車の場合
福祉自動車割引

共済掛金 3%割引

ご契約のお車が福祉自動車※の場合は、共済掛金が3%割引されます。
※消費税法に基づき、厚生省告示第130号に規定された消費税が非課税となる自動車です。



無事故をつづけると
割増・割引
等級制度

共済掛金 最高 63%割引

無事故を継続すると最大20等級までの無事故割引等級が適用され、共済掛金が最高63%まで割引されます。また、保険会社等から乗りかえた場合についても、等級を引き継ぐことができます。

※割引の適用には一定の条件があります。



「自賠責共済」とセットでご加入されると
自賠責共済セット割引
JA共済オリジナル

対人賠償の
共済掛金 7%割引

JAの自賠責共済とセットでご加入になると、自動車共済の対人賠償の共済掛金が7%割引されます。
※申し込もうとする対人賠償付契約の責任の始期日を共済期間に含む自賠責共済が締結されているなど所定の条件があります。



複数のお車をまとめてご契約されると
複数契約割引

共済掛金 5%割引

ご契約者が、JAの自動車共済（自家用8車種）に複数台加入する場合、新たにご加入、またはご継続される自動車共済契約の共済掛金が5%割引されます。
※いずれのご契約も、同一のJA共済フォルダーに登録されることなどが条件になります。



自動継続特約を付加すると
自動継続割引

共済掛金 2%割引

自動継続特約を付加するなどの所定の条件を満たす場合、共済掛金が2%割引されます。

自動継続特約

ご契約者またはJAから特段の申出がないときには、共済期間が満了となる契約と同一の契約内容※1で自動的に継続されます。継続忘れの心配もなくなり、共済掛金も口座振替またはクレジットカード※2によるキャッシュレスでご加入いただけます。
※1 車両保障の共済金額の変更を行うほか、一部契約内容を変更したうえで自動継続を行うことがあります。詳しくはJAまでお問い合わせください。
※2 共済掛金をクレジットカードで払込む場合、自動継続割引は適用されません。



運転者を「ご家族」に限定すると
運転者家族限定特約

共済掛金 5%割引

運転される方をご家族に限定することで、共済掛金が5%割引されます。
※ご家族以外の方が運転しているときに生じた事故については、共済金をお支払いできません。



ゴールド免許の場合
ゴールド免許用掛金

共済掛金 12.5%割引

記名被共済者の運転免許証が「ゴールド免許」の場合、ゴールド免許用に設定されたお得な共済掛金が適用されます。



新車の場合
新車割引

共済掛金 最高 5%割引

ご契約のお車が新車の場合は、共済掛金が最高5%割引されます。
※共済期間の初日時点において初度登録（初度検査）後経過期間が49か月以内の場合で、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車に限りです。

車種	割引率
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	5%
自家用軽乗用車	3%

その他JAの自動車共済のお得な掛金割引！



安全性の高い農業用自動車なら
農業用安全自動車割引
JA共済オリジナル

共済掛金 9%割引

ご契約のお車が、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構が行う安全性検査に合格した農業用自動車（乗用トラクター、田植機、自脱型コンバインなど）の場合は、共済掛金が9%割引されます。
※国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構が行う安全性検査合格の公表年月に応じて割引の適用開始時期が異なるなどの所定の条件があります。

〈法人の皆さまへ〉自動車共済のご案内

相手方への保障



対人賠償・対物賠償
他人を死傷させたり、他人の車やモノをこわしてしまったときの保障
ご契約のお車により、他人（歩行者や自動車に搭乗中の方など）を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、もしくは、他人の財物（自動車や建物など）に損害を与えたり、ご契約のお車の線路への立入り等により電車などを運行不能にしたことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合、共済金をお支払いします。
また、相手方が死亡された場合、上記の共済金とは別に、相手方への香典や葬儀参列等に要する費用として、臨時費用共済金を定額（15万円）でお支払いします。



対物超過修理費用保障
対物事故によって生じた相手自動車の修理費が、時価額より高くなった場合に、その超過分について過失割合に応じた額を、1回の対物事故における相手自動車1台につき50万円を限度にお支払いします（6か月以内に相手自動車を修理する場合に限ります）。

自身の保障



人身傷害保障
過失割合にかかわらず、ご自身のケガなどの損害をまとめて保障
自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方（運転者を含みます）が傷害・所定の後遺障害を被られたり、または死亡された場合に、過失割合に関係なく、ご契約金額の範囲内で、共済約款において定めた基準に従い共済金をお支払いします。もちろん、自損事故の場合も保障します。
※記名被共済者が法人のご契約の場合、被共済者限定特則の付加が必須となります。



傷害定額給付保障
自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方（運転者を含みます）が傷害・所定の後遺障害を被られたり、または死亡された場合に、定額で共済金をお支払いします。
※記名被共済者が法人のご契約の場合、被共済者限定特則の付加が必須となります。

お車の保障



車両保障
ご契約のお車の衝突・接触などによる損害を保障
偶然な事故を幅広くカバーする**全損害担保**と、相手自動車との衝突・接触などの限定された事故をカバーする**損害限定担保**（車両損害限定特約）があります。ご契約のお車が所定の全損※1となった場合には臨時費用（車両共済金額の10%〈20万円限度〉）をお支払いします。

全損害担保の例	
車庫入れに失敗 電柱・ガードレール等に衝突	あて逃げ 損害限定担保 （車両損害限定特約）の例
相手自動車との衝突・接触※2 盗難※3 落書・いたずら・窓ガラスの破損 動物との衝突・接触	

※1 車両保障における全損とは、ご契約のお車が滅失した場合、または修理費が共済価額以上の場合をいいます。
※2 損害限定担保（車両損害限定特約）の場合、相手自動車とその運転者または所有者の氏名もしくは名称および住所が確認できたときに限ります。
※3 盗難による損害については、車上荒し目的によるお車の損害も含みます。なお、二輪自動車および原動機付自転車については、盗難は保障されません。



車両諸費用保障特約
ご契約のお車において、車両保障の共済金が支払われる車両事故または故障※により走行不能となった場合、付随的に発生するさまざまな費用について、共済金をお支払いします。
※故障には、ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗による不具合等は含みません。



地震等車両全損時給付特約
地震・噴火またはこれらによる津波によって、ご契約のお車が所定の全損※1となった場合に、被共済者が臨時に必要とする費用に対し、50万円※2をお支払いします。
※1 地震等車両全損時給付特約における全損とは、ご契約のお車が運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、共済約款において定めた状態となった場合をいいます。
※2 車両保障の共済金額が、50万円未満の場合には、車両保障の共済金額と同額とします。



車両超過修理費用保障特約
ご契約のお車の修理費が共済価額以上となった場合に、その超過分について1回の事故につき50万円を限度にお支払いします（原則として6か月以内にご契約のお車を修理した場合に限ります）。

車両新価保障特約
偶然な事故（盗難を除きます）によって、ご契約のお車が所定の全損※となった場合に、あらかじめ定めた新車価格相当額を共済金としてお支払いします。また、この共済金を支払うべき場合には、新車価格相当額の10%（30万円を限度とします）を臨時費用としてお支払いします。
※車両新価保障特約における全損とは、ご契約のお車の修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合等、共済約款において定めた状態となった場合をいいます。

- 各保障項目については、一定条件のもと、必要なものをお選びいただくこともできます。
- その他に、さまざまな掛金割引等があります。詳しくはJAまでお問い合わせください。

法人契約における主な保障項目

	相手方への保障			ご自身の保障				お車の保障					その他	
	対人賠償 責任条項	対物賠償 責任条項	対物超過 修理費用 保障	人身傷害 保障条項	傷害定額 給付条項	自損事故 特則	無共済車 傷害特則	車両条項	車両 諸費用 保障特約	地震等 車両全損時 給付特約	車両超過 修理費用 保障特約	車両新価 保障特約	弁護士 費用 保障特約	季節農業用 自動車 保障特約
法人契約	○	○	○	※1	※1	※3	※4	○	○	○	○	○	○	○
個人契約	◎	◎	◎	※2	※2	※3	※4	○	○	○	○	○	○	○

- ※1 法人契約については、被共済者限定特則の付加が必須となります。
- ※2 人身傷害保障条項、傷害定額給付条項は、いずれかの保障が必須となります（一部の用途車種を除きます）。
- ※3 自損事故特則は、対人賠償責任条項をご契約いただいた場合に自動的に付加されます（人身傷害保障条項が締結されている場合、原則として自損事故特則は適用されず、人身傷害保障条項によって共済金をお支払いします）。
- ※4 無共済車傷害特則は、対人賠償責任条項をご契約いただいた場合に自動的に付加されます。
- * 法人が所有する自動車以外の自動車を、記名被共済者の業務に従事中の理事・使用人が臨時に借用して運転した際に起こした事故について、所定の条件を満たす場合は、他車運転特則の保障対象となります。

「JAの自賠償共済」のご案内

自賠償共済（保険）は法律（自動車損害賠償保障法）によって、すべての自動車※および原動機付自転車に加入が義務づけられています。

万一、自動車事故で他人を死傷させてしまったときなどに備え、

JAの自動車共済とあわせてご加入ください。

※農耕作業用小型特殊自動車を除きます。

死亡のとき 被害者1名につき

死亡による損害（被害者1名につき）

3,000万円まで

自動車事故で他人を死亡させてしまった場合、損害賠償額の範囲内で、かつ、最高3,000万円を限度として共済金をお支払いします。

死亡に至るまでの傷害による損害（被害者1名につき）

120万円まで

自動車事故で他人を死亡させてしまった場合、死亡に至るまでの傷害による治療費や治療中の休業損害などの損害について、損害賠償額の範囲内で、かつ、最高120万円を限度として共済金をお支払いします。

後遺障害・ 傷害のとき 被害者1名につき

後遺障害による損害

①神経系統・精神・胸部部臓器に著しい障害を残して、介護を要する場合（被害者1名につき）

常時介護を要する場合（第1級）
4,000万円まで

随時介護を要する場合（第2級）
3,000万円まで

②上記①以外の後遺障害（被害者1名につき）

（第1級）3,000万円まで～（第14級）75万円まで

自動車事故で他人を負傷させ、その結果後遺障害が残った場合、損害賠償額の範囲内で、かつ、その後遺障害の程度により定められた等級ごとの金額（最高4,000万円）を限度として共済金をお支払いします。

傷害による損害（被害者1名につき）

120万円まで

自動車事故で他人を負傷させてしまった場合、治療費や治療中の休業損害などの損害について、損害賠償額の範囲内で、かつ、最高120万円を限度として共済金をお支払いします。

ご注意いただきたいこと

運転者の年齢条件について

ご契約のお車を運転される一番若い方のご年齢に応じて、運転者の年齢条件を設定いただけます。年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として共済金をお支払いできません。

		○：保障されます　×：原則として保障されません			
年齢条件 \ 運転者年齢	20歳以下	21歳～25歳	26歳～34歳	35歳以上	
35歳以上限定保障 (記名被共済者が個人の場合のみ)	×	×	×	○	
26歳以上限定保障	×	×	○	○	
21歳以上限定保障	×	○	○	○	
年齢を問わず保障	○	○	○	○	

記名被共済者が個人の場合

次の①～④以外の方が運転中の事故につきましては、年齢条件にかかわらず共済金をお支払いします。

① 記名被共済者 ② 記名被共済者の配偶者 ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

④ ①～③ のいずれかに該当する方の業務(家事を除きます)に従事中の使用人。ただし、ご契約のお車を常時使用できる方に限ります。

※個人事業主の方等は、ご家族のほか従業員の年齢も含めてお選びください。

※記名被共済者が法人の場合、①～④の方にかかわらず、年齢条件を満たさない方が運転中の事故は共済金をお支払いできません。

運転者家族限定特約について

記名被共済者、その配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(婚姻歴のある方を除きます)に運転者を限定するものです。これら以外の方が運転中の事故は、原則として共済金をお支払いできません。

割増・割引等級制度について

自動車共済には、事故の有無や件数等を、継続されるご契約の共済掛金に反映させる割増・割引等級制度があります。この制度では、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続後のご契約の等級(1～20等級)および事故有係数適用期間(0～6年)が決定されます。詳しくはJAまでお問い合わせください。

※終期日または解約日の翌日より7日以内に新たなご契約を締結されない場合は、割引等級が継承できなくなりますのでご注意ください。ただし、所定の条件を満たす場合は割引等級を継承できることがあります。

型式別掛金クラス制度について

ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽)の場合、対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害保障条項、傷害定額給付条項、車両条項、車両諸費用保障特約(代車費用のみ)については、車検証に記載の「型式」ごとの事故実績に基づき、共済掛金の基準となる掛金クラスを17(自家用軽乗用車の場合は3)に細分した「型式別掛金クラス制度」を採用しています。この型式別掛金クラスは毎年見直しが行われます。見直しが行われた結果、ご契約の共済期間中無事故の場合でも、継続後のご契約の共済掛金が高くなる場合があります。

記名被共済者の運転免許証の色による掛金区分について

記名被共済者が個人で、被共済自動車が自家用8車種に該当する場合、共済掛金を記名被共済者の運転免許証の色(ゴールド・ゴールド以外)別に区分し、共済期間の初日時点の記名被共済者の運転免許証の色に応じた共済掛金を適用します。

記名被共済者年齢階層別掛金区分について

記名被共済者が個人で、被共済自動車が自家用8車種に該当し、運転者の年齢条件を26歳以上または35歳以上限定保障とした場合、共済期間の初日(共済期間が1年を超える場合は、各共済年度の初日)時点の記名被共済者のご年齢に応じた区分の共済掛金を適用します。

示談交渉サービスについて

対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および日常生活賠償責任特約における事故の場合、JA共済は被共済者と相手方との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをいたします。

また、被共済者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、JA共済は被共済者のお申出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、相手方との示談交渉をお引受けいたします。

なお、JA共済ではJAと全国共済農業協同組合連合会が共同してご契約を引き受けているため、JAおよびJA共済連自動車損害調査サービスセンターが、示談交渉や事故の解決までの協力・援助を行います。

ただし、JA共済による示談交渉に被共済者のご協力がいただけない場合などは、JA共済は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

保障重複について

記名被共済者またはそのご家族が、「人身傷害保障条項」、「傷害定額給付条項」、「家族原動機付自転車賠償損害特約」、「季節農業用自動車保障特約」または「日常生活賠償責任特約」等と同様の保障^{※1}を複数加入している場合は、保障が重複することがあります。

保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約でも保障されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。保障内容の差異や加入金額をご確認いただき、保障の可否をご判断いただいたうえでご契約ください。^{※2}

※1 自動車共済以外の共済契約でご契約されている保障や、組合以外の保険(共済)契約を含みます。

※2 これらの保障を1契約のみに付帯した場合、そのご契約を解約・内容変更したときや、ご家族の状況の変化(同居から別居への変更等)により、保障がなくなることがありますのでご注意ください。

車両損害限定特約について

車両損害限定特約を付加した場合、保障範囲は限定されます。

○：保障されます　×：保障されません

	相手自動車との衝突・接触による損害	火災・爆発、盗難※2、台風・洪水・高潮・落雷等の自然災害※3による損害	落書・いたずら・窓ガラス破損の損害、飛来中または落下中の他物との衝突による損害	動物との衝突・接触による損害	電柱・建物などの自動車以外の他物との衝突・接触および墜落・転覆による損害
全損害担保	○	○	○	○	○
損害限定担保 (車両損害限定特約)	○ ^{※1}	○	○	○	×

※1 相手自動車の登録番号等とその運転者または所有者の氏名もしくは名称および住所が確認できた場合に限りです(あて逃げは保障されません)。

※2 盗難による損害については、車上荒し目的によるお車の損害も含みます。なお、二輪自動車および原動機付自転車については、盗難は保障されません。

※3 地震・噴火またはこれらによる津波を除きます。なお、これらによる損害が生じた際に臨時に必要な費用に備え「地震等車両全損時給付特約」をご用意しています。

その他の特約・特則について(ご契約の内容、お車の用途車種等によって付加できる特約等が異なる場合があります。)

保障項目	共済金をお支払いする主な場合
自損事故特則 ^{※1}	自損事故(電柱に衝突したり、崖から転落した場合など)によって、ご契約のお車に搭乗中の方などが死傷し、自賠責共済(保険)等で共済(保険)金が出払われない場合に、共済金をお支払いします。
無共済車傷害特則	ご契約のお車に搭乗中の方などが死亡または後遺障害の状態になられた場合で、相手自動車が無共済(保険)であったなどの理由により、相手方から十分な損害賠償を受けられないときに、共済金をお支払いします。
他車運転特則	記名被共済者、その配偶者、記名被共済者ならびにその配偶者の同居の親族、別居の未婚の子(婚姻歴のある方を除きます)または記名被共済者の業務に従事中の理事・使用人が他の自動車を臨時に借用して運転した際に起こした事故について、ご契約の対人賠償責任条項(自損事故特則を含みます)、対物賠償責任条項、対物超過修理費用保障、被害者救済費用保障特則および心神喪失等事故被害者保障特則を適用して共済金をお支払いします。ただし、以下の場合に限りします。 ①ご契約のお車および借用自動車とも自家用自動車であること ②ご契約のお車および借用自動車が同一リスクであること(ご契約のお車が四輪自動車等の場合は借用自動車も四輪自動車等であること。ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は借用自動車も二輪自動車・原動機付自転車であること。)
被害者救済費用保障特則	ご契約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等により人身事故または物損事故 ^{※2} が発生した場合で、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者等を救済するために支出した費用(被害者救済費用)に対して、共済金をお支払いします。(対人賠償責任条項または対物賠償責任条項をご契約いただいている場合に限りします。)
心神喪失等事故被害者保障特則	ご契約のお車の自動車事故により、人身事故または物損事故 ^{※2} が発生した場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために、その運転者等に法律上の損害賠償責任がなかったと組合が認めるときなどに、被害者等が被った損害に対して共済金をお支払いいたします。(対人賠償責任条項または対物賠償責任条項をご契約いただいている場合に限りします。)
家族原動機付自転車賠償損害特約	記名被共済者、その配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(婚姻歴のある方を除きます)が所有または借用する原動機付自転車で起こした事故について、ご契約の対人賠償責任条項(自損事故特則を含みます)、対物賠償責任条項、対物超過修理費用保障、被害者救済費用保障特則および心神喪失等事故被害者保障特則を適用して共済金をお支払いします。

※1 人身傷害保障条項が締結されている場合、原則として自損事故特則は適用されず、人身傷害保障条項によって共済金をお支払いします。

※2 物損事故には、「ご契約のお車の線路への立入り等により電車などを運行不能にすること」を含みます。

費用共済金等について

契約内容によっては事故により発生するさまざまな費用をカバーする費用共済金等をお支払いします。例えば、対人賠償責任条項、車両条項などでは臨時費用共済金等の付随的な共済金をお支払いする場合があります。費用共済金等の詳細は共済約款の「臨時費用の支払」等の項目に記載されていますので、ご参照ください。

共済掛金の払込方法について

共済掛金の払込方法は、ご契約と同時に全額を現金で払込む一時払いと、年間12回に分けて払込む月払いとがあります。

なお、月払いの場合、一部のご契約を除き、年間払込共済掛金は一時払いの共済掛金よりも高くなります。

また、現金で払込む方法以外にも口座振替で払込む方法およびクレジットカードで払込む方法がありますが、所定の条件があります。詳しくはJAまでお問い合わせください。

満期共済金・割りもどし金について

自動車共済には、満期共済金・割りもどし金はありません。

解約時の払いもどし金について

解約に際しては、払いもどし金をお支払いする場合があります。